保険証券（変更確認書）要添付

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号										

サイバーセキュリティ賠償補償特約
（テレ・マーカー・あんしんセキュリティネット専用）

第１条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者の別表２．記載の対象商品の機能が有効な状態にあるネットワークシステムの所有・使用または管理（以下「専門業務」といいます。）に関連して行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、次のいずれかに該当する被保険者の予期しない偶然な事象（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者以外の者から保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

① 専門業務の一部または全部の停止による被保険者以外の者の業務の休止または阻害
② 専門業務の瑕疵による被保険者以外の者の業務の休止または阻害
③ 専門業務の瑕疵による被保険者以外の者が所有、使用または管理する情報の漏えい、消滅、破壊または改ざん
④ 専門業務の瑕疵による人格権侵害
⑤ ①から④までのいずれかに類似の不測かつ突発的な事象

第２条（損害の範囲および支払保険金）

(1)普通保険約款第３条（損害の範囲および支払保険金）(2)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、別表１．記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

保険金 ＝ 損害の額の合計額 － 保険証券記載の免責金額

(2)当社が第１条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第３条（損害の範囲および支払保険金）(1)①および②に定める損害のほか、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害を含みます。

費用	説明
① 求償権保全費用	普通保険約款第２９条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)②に規定する手続に必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。
② 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(注)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ア．被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 イ．訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ウ．被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。
③ 初期対応費用	事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用(注)であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ア．事故現場の保存に要する費用 イ．事故現場の取片付けに要する費用 ウ．事故状況または原因を調査するために要した費用 エ．事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用

(3)普通保険約款第３条（損害の範囲および支払保険金）(3)および本条(1)の規定は、(2)に定める損害の額の合計に対して適用します。

(4)当社は、(2)①から③までの費用を別表１．記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。これらの費用は損害の一部であり、(3)の規定が適用されるものとします。

(5)当社は本特約４条に規定する一つの被保険者（1 事業者）にて複数の対象商品を購入かつサービス契約を締結している場合、本特約第５条に規定する被保険者ごとの支払限度額は別表１．に記載の金額に購入かつ契約締結している商品の数を乗した金額に読み替えて適用します。

ただし、同一被保険者に関しては保険期間中 900 万円（賠償のみ適用）を限度とし、この保険契約により支払うべき保険金の総は賠償および費用合算で期間中３億円を限度とします。

（注）費用
通常要する費用に限ります。

第３条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険責任のおよぶ地域）の規定のほか、被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

第４条（記名被保険者の範囲）

この保険契約においては、記名被保険者は、契約者が販売・リースする別表２．記

載の対象商品・サービスを購入した事業者とします。

第５条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者ごとに別表１．に記載の支払限度額を限度とし、この保険契約により支払うべき保険金の総額は３億円を限度とします。

第６条（用語の定義）

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 人格権侵害
名誉毀損またはプライバシーの侵害をいいます。

② 使用人
従業員、短時間労働者（注）、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者をいいます。

③ 役員
会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者をいい、初年度契約の保険期間開始日以後に退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。

④ 回収措置
回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の類似の措置をいいます。

（注）短時間労働者
パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。

第７条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求に対しては保険金を支払いません。

① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
② 人工衛星（注１）の損壊または故障に起因する損害賠償請求
③ 国または公共機関による法令等の規制により事故が発生したことに起因する損害賠償請求
④ 専門業務の対価（注２）の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求（注３）
⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任に関する損害賠償請求
⑥ 株主代表訴訟による損害賠償請求
⑦ 専門業務の結果が宣伝の内容と異なることに対する損害賠償請求
⑧ 被保険者が新たなもしくは改定した専門業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、その専門業務の瑕疵によって生じた損害賠償請求
⑪ 被保険者の次のいずれかに該当する履行不能または履行遅滞（注５）に起因する損害賠償請求
ア．完成、納入または販売を伴う専門業務における完成遅延、納入遅延もしくは販売遅延
イ．被保険者の責めによらない事由により専門業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞（注５）
ウ．専門業務の送付・納入を伴う場合の誤送付・誤納入
⑫ 被保険者が⑪に規定する履行不能または履行遅滞（注５）を避けることを目的として行った不完全履行（注６）に起因する損害賠償請求
⑬ 被保険者が支出したと否とを問わず、専門業務の履行または再履行のために要する費用（注７）に起因する損害賠償請求
⑭ 被保険者が支出したと否とを問わず、専門業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収措置のために要した全ての費用に起因する損害賠償請求
⑮ 金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１６６条（会社関係者の禁止行為）第２項に定める重要事実の取扱いに起因する損害賠償請求
⑯ 石綿（注８）、石綿（注８）製品、石綿（注８）繊維の製造、販売、提供、使用、設置、除去または石綿（注８）粉塵への曝露に起因する損害賠償請求
⑰被保険者以外の者から委託されたソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
⑱被保険者以外の者に製造または販売した（注９）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
⑲ 被保険者が情報を持ち出したことまたは情報を誤送付・誤発信したことに起因する損害賠償請求
⑳ 自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した情報（管理を委託しなくなったものを含みます。）の管理に起因する損害賠償請求

（注１）人工衛星
人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

（注２）専門業務の対価
販売代金、手数料、報酬等名目を問いません。

（注３）専門業務の対価（注２）の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
商品またはサービスの対価として商品またはサービスの購入者が支払うべき金額よりも過大な請求をしたことに起因する損害賠償請求を含みます。

（注４）契約
請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

（注５）履行不能または履行遅滞
類似のものを含みます。

（注６）履行不能または履行遅滞（注5）を避けることを目的として行った不完全履行
　履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
（注７）専門業務の履行または再履行のために要する費用
　履行または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。
（注８）石綿
　アスベストをいいます。
（注９）製造または販売した
　対価の有無を問いません。

第８条（保険責任期間）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款第５条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間中において、被保険者が別表２．に記載の対象商品・サービスを契約者から購入し、かつ契約者が提供するサービスが開始したときに始まり、１年が経過した日の午後４時に終わります。

第９条（被保険者の通知）

保険契約者は、毎月末日を締切日とし、すべての被保険者について、締切日の翌月末日までに当社に通知しなければなりません。

第１０条（通知の遅滞または脱漏）

当社は、第８条（被保険者の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、その地帯または脱漏のあった被保険者にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その被保険者についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。また、第８条（被保険者の通知）の通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第１１条（保険料の精算）

当社は、保険証券記載の保険始期日から１年経過後遅滞なく、各被保険者の数を集計した保険料を請求または返還します。

第１２条（対象被保険者台帳の備付義務）

(1)保険契約者は常に対象被保険者の台帳を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
(2)保険契約者が(1)の義務に違反したとき、(1)に規定する当社の求めに応じないとき、対象被保険者の台帳について知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたとき、または対象被保険者の台帳を偽造もしくは変造したときは、当社は保険金を支払いません。

第１３条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。
①　普通保険約款第８条（保険金を支払わない場合－その１）⑤の規定中「被保険者が製造、製作または販売した財物（注6）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置」とあるのは、「専門業務の回収措置」
②　第１０条（保険金を支払わない場合－その３）①の規定中「身体の障害（注1）または精神的苦痛に対する損害賠償請求」とあるのは、「身体の障害（注1）に対する損害賠償請求」
③　第１０条②の規定中「誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求」とあるのは、「被保険者による誹謗または中傷による人格権侵害に対する損害賠償請求」
④　第１０条④の規定中「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求」とあるのは、「特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求」
⑤　第１０条⑦の規定中「被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求」とあるのは、「被保険者の下請負人からなされた損害賠償請求」
⑥　第１１条（保険金を支払わない場合－その４）①の「初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求」とあるのは、「初年度契約の保険期間の開始日より前に発生した事故に起因する損害賠償請求」

第１４条（損害賠償請求の期限）

普通保険約款第２８条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了（注）後５年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。
（注）保険契約の終了
　失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

第１５条（保険金の請求）

(1)被保険者が第２条（損害の範囲および支払保険金）(2)①から③までに定める費用について保険金の請求をする場合は、普通保険約款第３３条（保険金の請求）(3)に定める書類または証拠のほか、費用の額を示す見積書または請求書（注）を当社に提出しなければなりません。
(2)この保険契約においては、普通保険約款第３４条（保険金の支払）（注１）の規定中「第３３条（保険金の請求）(3)の規定による手続」とあるのは「第３３条（保険金

の請求）（3）およびＩＴプロテクター特約第９条（保険金の請求）（1）の規定による手続」と読み替えて適用します。

（注）費用の額を示す見積書または請求書
既に支払いがなされた場合は、その領収書とします。

第１６条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約については、普通保険約款第２６条（保険料の返還ー解約または解除の場合）（3）の規定を適用しません。

第１７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表１．　支払限度額、免責金額および縮小支払割合

支払限度額	１事故の損害賠償請求につき 保険期間中	900 万円 900 万円
免責金額	なし	
縮小支払割合	１００％	

別表２．　対象商品（セキュリティ商品全般）

あんしんセキュリティネット